野々市ブランド認定

申請の手引き

令和元年9月

野々市市企画振興部地域振興課



【野々市ブランド認定ロゴ】
「ののいち」の「の」と「の」、
「"いち"を表す人差し指」を組み合わせて、
「の・の・い・ち」を表現。
カラーは優れた産品の品質を表しています。

1 概要は

地域内の特色ある産品のうち、特に優れたものを野々市ブランドとして、市 が認定します。

市と認定事業者が協力して認定品の販売を促進し、商品の知名度やイメージの向上により、地域産業の活性化を目指します。

2 認定の対象は

野々市市内で

(1)生産(2)製造(3)加工(4)販売 のいずれかをされているもの。

農業生産物、工業製品、加工品、工芸品等は問いません。

3 認定の基準は

以下の基準により認定の適否を審査します。

認定の基準	内 容
地域性	野々市ならではの資源(自然・歴史・文化・伝統・人物等)
(野々市らしさ)	を活用している。 など
信頼性•安全性	産品に関連する法令や基準を遵守するとともに、品質を
	維持・向上するための管理体制や取組がある。 など
独自性	品質、デザイン、ネーミングや生産・製造・加工方法等に
	おいて類似品等と比較し、個性や優位性がある。など
市場性・将来性	市場の動向に応じたマーケティング戦略を立案し、具体的な
	取り組みを行っている。 など

4 認定のメリットは

- 野々市ブランド認定証が交付されます。
- 認定品に認定マークの表示ができます。
- 認定マークシールを提供します。
- 市が認定品の PR を支援します

4 認定品の対象は

野々市市内で生産、製造、加工又は販売されている産品が対象です。 農業生産物、工業製品、加工品、工芸品等は問いません。

5 認定スケジュールは(令和元年度募集分)

9月2日(月) 募集開始
↓
11月29日(金) 募集締切
↓

12~1月頃 審査及び認定の決定

2~3月頃 認定証の交付

手続きについては 9 申請の方法は をご覧ください。

6 審査の手順は

野々市ブランド認定委員会を設置して、認定基準に適合するかを審査します。その審査結果をもとに、市長が認定します。

審査は原則書類審査によりますが、必要に応じて申請者に質問を行い、または面接を 行うこともあります。

7 認定の有効期間は

有効期間は、認定を決定した日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までです。

認定の更新を受けようとするときは、有効期間の満了日の2週間前までに必要書類を 提出してください。

8 認定に係る費用は

認定に係る費用は無料です。

9 申請の方法は

野々市ブランド認定申請書に必要書類を添えて、野々市市地域振興課に提出してください。

募集締切:令和元<u>年 11 月 29 日(金)必着</u>

申請に必要な各種書類については、野々市市地域振興課に請求いただくか、野々市市ホームページ (https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/9/12171.html) からダウンロードしてください。

(1) 申請窓口

〒921-8510 野々市市三納1-1 野々市市企画振興部地域振興課 地域振興係

- (2) 提出する書類等
 - ① 野々市ブランド認定申請書(様式第1号)
 - ② 野々市ブランド認定申請調書(別添1)
 - ③ 参考資料(申請する産品のパンフレットや写真等、その他必要と認めるもの)

(3)注意事項

- ① 認定の審査は申請書類に基づいて行われますので、野々市ブランド認定申 書及び認定申請調書はできるだけ詳しく記入してください。
- ② 提出いただいた書類等は返却しません。
- ③ 提出いただいた書類の内容につきましては、認定の審査及び認定品のPR以外には使用しません。

10 認定後の注意事項は

- (1) 認定品の内容に変更があった場合は速やかに必要書類を提出してください。
- (2) 毎年度終了後1箇月以内に、認定品の生産量及び販売額等の実績を報告してください。
- (3)以下の場合は認定を取り消すことがあります。
 - ① 認定基準に適合しなくなったとき
 - ② 虚偽の申請により認定を受けたとき
 - ③ 野々市ブランド認定要綱の規定を遵守しなかったとき
 - ④ その他制度の運用に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき

11 問い合わせ先は

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

野々市市役所 企画振興部 地域振興課

電話番号: 076-227-6160 FAX: 076-227-6254 E-mail: chiiki@city.nonoichi.lg.ip